

ゴルフエッセー「耳と耳のあいだ」(第52回)

性悪説と性善説との融合、より高まるゴルフの教育性

2019.11.12

2019年のゴルフルール改訂に、ゴルファーのみなさんもそろそろ慣れてきた頃ではないでしょうか。少しおさらいすると、ルール改訂には4つの大きなポイントがありました。(1)ルールの簡素化、(2)プレー時間の短縮、(3)規制緩和、(4)自己自律の強化、です。このうちの1つ、(3)規制緩和について、今回はより深く考えてみましょう。

悪意のない“うっかりミス”には寛容に

「規制緩和」にかかるルール改正は以下の7点です。

- [1] アドレス中にボールが動いても、その理由がプレーヤーにない場合は無罰
- [2] ペナルティーエリア内でもソール(構えでクラブを地面に付けること)ができる(ただし、バンカーでは不可)
- [3] バンカー内のルースインペディメント(小石やゴミなど)は取り除くことができる
- [4] 打ったボールが自分や自分の携帯品(カート含む)に当たっても無罰
- [5] 2度打ちも無罰(1打とカウント)
- [6] ボールの搜索中にプレーヤー自身が偶然に動かしても無罰(元の位置に戻す必要はある)
- [7] 距離計測器の使用が可能に(ただし、使用できるのは距離計測の機能のみ)

改正前のルールでプレーしていたゴルファーからすると、かなり“緩く”なったと感じていることでしょう。特に「故意でなければノーペナ(無罰)」とする、[1][4][5][6]が顕著だと思います。これは、ゴルファーの「悪意のない“うっかりミス”には寛容に対処しよう」という考え方が、新ルールで反映された形になります。



旧ルールでは、「不正はルールで規制する」という考え方がその根底にありました。つまり、審判がいないゴルフにおいて、ゴルファーはいつでも自分に有利なように不正を働くことができ、ルールで規制しなければ不正をしてしまうという「性悪説」がベースにありました。故に、故意であろうがなかろうが、プレーヤーにとって有利になると思われる行為は「ルールで規制する」となっていたわけです。

逆に新ルールは、スポーツマンシップにのっとりたゴルファーが自分に有利なようにわざとボールを蹴ったり、動かしたりといった不正は働かないという「性善説」に立った考え方です。故に、故意ではない“うっかりミス”には目をつぶり、プレーヤーの「自律の精神」を尊重しようとしています。

例えば、アドレス中にクラブでボールを動かし、ボールの状態を打ちやすいように改善(ライの改善)する行為を規制するため、旧ルールでは、プレーヤーがアドレスした後でボールが動いた場合、1罰打が科せられました。その後、2012年のルール改訂で、プレーヤーが球を動かす原因となっていないことが明確であれば、罰は科さないとなっています。

また、ボールの搜索中に、プレーヤーが誤ってボールを蹴飛ばしてしまうケース。誤ったフリをして故意にボールを蹴飛ばし、打ちやすい所に動かしてしまうことも想定して、故意であろうがなかろうが、旧ルールでは1罰打が科せられました。

このように、2018年までのゴルフ規則の根底には、ゴルファーは本来、放っておくと自分に有利なように不正を働くものだという「性悪説」で考え、それをルールで厳しく規制していたということになります。

性悪説と性善説、共に結論は…………… 続きを読む